

大船渡地区環境衛生組合議定会議録

令和 5年 2月 15日招集

第 1 回 定 例 会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第1号

令和5年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を次のとおり招集する。

令和5年2月8日

大船渡地区環境衛生組合

管理者 大船渡市長 渕 上 清

記

1 期 日 令和5年2月15日（水）午前11時

2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和5年大船渡地区環境衛生組合議会

第1回定例会議事日程表

議事日程第1号

令和5年2月15日（水） 午前11時開議

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 議案第1号 | 令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて |
| 日程第4 | 議案第2号 | 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第3号 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 大船渡地区環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する等の条例について |
| 日程第8 | 議案第6号 | 大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例について |
| 日程第9 | 議案第7号 | 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについて |

出席議員（9名）

議長	東 堅市 君	副議長	村上 薫 君
1 番	佐藤 優子 君	2 番	金子 正勝 君
3 番	森 亨 君	5 番	荻原 勝 君
7 番	山本 和義 君	8 番	紀室 若男 君
10 番	熊谷 昭浩 君		

欠席議員（なし）

遅刻議員（1名） 6 番 船砥 英久 君

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	淵上 清 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	志田 努 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	水野 克恵 君
事務局長		安居 清隆 君

幹事出席者

大船渡市市民生活部市民環境課長	鈴木 康代 君
住田町町民生活課長	鈴木 絹子 君

事務局出席者

書記	笹崎 大岳 君
書記	新沼 宏平 君

○議長（東堅市君） ただいまから令和 5 年大船渡地区環境衛生組合議会第 1 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 9 名であります。遅刻の通告は 6 番船砥君であります。

ここで、議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から、令和 4 年度定期監査結果及び令和 4 年度 11 月から 12 月分の一般会計と歳計外現金の例月出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。以上で諸報告を終わります。

○議長（東堅市君） ここで、当局から発言を求められていますので、これを許します。管理者。

○管理者（淵上清君） 第 1 回定例会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年の 11 月 27 日に行われました大船渡市長選挙によりまして、令和 4 年 12 月 3 日から第 10 代大船渡市長に就任をいたし、当組合の管理者となりました淵上清でございます。重責を担い、誠に身の引き締まる思いであり、議員皆様方のご協力のもと、責務を全うする決意でございますので、なお一層のご支援、ご鞭撻の程、賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。私からは、以上であります。

○議長（東堅市君） それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（東堅市君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から、8 番紀室若男君、9 番村上薫君の両名を指名いたします。

○議長（東堅市君） 次に日程第 3、議案第 1 号、令和 5 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについてを議題といたします。管理者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（淵上清君） 令和 5 年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算の審議に先立ちまして、組合運営の基本方針を申し述べさせていただきますので、議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

はじめに、わたしたちの暮らしの中で日常的に排出されるごみの処理につきましては、健康で文化的な生活環境を維持するうえで、ライフライン同様に重要な役割を担っており

ます。自然環境への負荷を抑え、快適な環境を次の世代に繋ぐため、排出されるごみの減量化や分別、リサイクルの推進はもとより、地球温暖化の防止、脱炭素社会の実現、人類の持続性確保という国家的課題に対する自治体の責務であることを深く認識し、地域住民に配慮した安全で安定的な廃棄物処理を基本として、構成市町である大船渡市及び住田町と連携を図り、岩手沿岸南部広域環境組合等関係機関の協力をいただきながら、循環型社会の形成に向け鋭意取り組んでまいります。

昨年度、当組合管内におけるごみの総排出量は、ピーク時であった平成 15 年度と比較し、およそ 34 パーセント減少しております。ごみの取扱量は今後も減少傾向が続くと予測しておりますが、その要因には、少子高齢化の進行による組合管内人口の減少と、ごみの減量化、再資源化に対する住民意識の向上や事業者による再商品化への取組などによるものと推察するところです。

今後におきましても、より一層、ごみの減量化や分別、リサイクル等による適正処理を推進するとともに、構成市町をはじめ、広域行政機関と連携を密にして多様化する廃棄物行政の諸課題に取り組んでまいります。

こうした観点に立ちまして、令和 5 年度一般会計予算について申し上げます。ごみの収集・運搬業務につきましては、現在、一部地域の可燃ごみを除き、民間委託事業者により収集等が行われております。直営による 2 コースの収集・運搬作業において、健全な業務運営に資するため令和 5 年度に塵芥収集車 1 台を更新いたします。引き続き、組合が保有する人的・物的資源の効率的かつ効果的な活用を考慮したうえで、事業の安定化を図りながら、段階的に委託化を進めてまいります。

中間処理業務につきましては、焼却処理を担う岩手沿岸南部クリーンセンターの積込中継基地としての役割を維持するとともに、周辺地域の生活環境に配慮しながら、計画的なごみの搬出が図られるよう取り組んでまいります。また、大船渡地区クリーンセンターに収集または直接搬入により受入れたごみの分別とリサイクル処理を適切に行い、廃棄物の再資源化と最終処分量の低減に努めてまいります。

最終処分業務につきましては、平成 8 年度に住田町世田米の大平地内に整備した一般廃棄物最終処分場の埋立地内の保守管理により、近隣地区の自然環境や生活環境に配慮しながら、岩手沿岸南部クリーンセンターで発生した熔融飛灰等の埋設処理を計画的に進めてまいります。また、浸出水処理施設の適切な維持管理を行い、安全な水の放流を保持するとともに、国の補助金を活用したモニタリング事業により基準値以下となっている原発事故由来の放射性物質の測定調査を継続してまいります。

そのほか、ごみの減量化及び再資源化を推進するため、資源古紙の定期的な収集や家庭で不用となった蛍光灯、乾電池等の水銀使用廃製品及び小型家電製品の分別を促すとともに、清掃美化運動推進事業や集団資源回収事業の実施により資源循環型社会の構築に努めてまいります。また、組合が保有する施設等につきましては、全体的に老朽化が進んでおりますことから、引き続き予防保全を念頭に長寿命化による施設管理を推進してまいります。

最後に職員の安全管理等につきましては、収集、中間処理、最終処分の各業務において危険を伴う作業もありますことから、従事者への注意喚起を促すとともに、施設設備の保

守管理を徹底し、現場で必要な技術研修等の機会を確保するなど、職員の資質向上に努めてまいります。

なお、詳しい内容につきましては、事務局長から説明させていただきますので、ご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。私からは以上です。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは、令和5年度一般会計予算の具体的な内容についてご説明いたします。

議案書の議案第1号をお開き願います。議案第1号、令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第211条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。別冊の令和5年度大船渡地区環境衛生組合予算書により、説明させていただきます。予算書1ページをお開き願います。令和5年度大船渡地区環境衛生組合一般会計予算。令和5年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,399万3千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第2表地方債による。歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。お開き願います。第1表歳入歳出予算。歳入でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1款分担金及び負担金、1項分担金2億386万3千円。2款使用料及び手数料、1項手数料1,824万円。3款国庫支出金、1項国庫補助金39万6千円。4款1項繰越金1千円。5款諸収入、1項組合預金利子1千円。2項雑入109万2千円。6款1項組合債1,040万円。以上、歳入合計額を2億3,399万3千円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出でございます。款、項、金額の順に申し上げます。1款1項議会費35万1千円。2款総務費、1項総務管理費、2,700万7千円。2項監査委員費5万9千円。3款衛生費、1項清掃費1億9,729万9千円。4款1項公債費917万7千円。5款1項予備費10万円。以上、歳出合計額を2億3,399万3千円とするものでございます。

お開き願います。第2表地方債。起債の目的は一般廃棄物処理事業でございます。借入の具体的内容としまして、組合直営による可燃ごみ収集等で使用する塵芥収集車について、老朽化に伴い車両1台を更新するものであり、購入費用を1,390万3千円と見込み、その4分の3を限度額として1,040万円を計上するものでございます。起債の方法以下はご覧のとおりです。

次に予算に関する説明書でございます。6ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書でございます。1総括、説明が重複する部分は省略させていただきます。歳入及び歳出の本年度予算額について、前年度予算額との比較では1,197万7千円の減額となっ

ております。その主な要因として、令和4年度の積込中継施設ダストドラムの大規模修繕が大きく影響しているところがございます。

7ページをご覧ください。2歳入でございます。款、項、目、本年度の順に主なものを申し上げます。1款分担金及び負担金。1項1目分担金2億386万3千円。内訳はご覧のとおりでございます。大船渡市及び住田町の分担金内訳について、22ページ以降、積算根拠等を掲載しておりますのでご参考にしていただきたいと思います。続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料1,824万円。廃棄物処理手数料でございます。一般家庭及び事業系のごみをクリーンセンターに直接搬入する際の手数料でございます。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金39万6千円。最終処分場における放射性物質測定費用に対する補助金でございます。8ページをお開き願います。5款諸収入2項1目雑入109万2千円。再資源化等を目的に古紙類を収集した際の業者引渡し収入でございます。

9ページをご覧ください。3歳出でございます。款、項、目、本年度の順に主なものを申し上げます。11ページをお開き願います。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費1億9,729万9千円。技労職にかかる人件費のほか、7節報償費報奨金300万円、ごみの再資源化等を目的に、地域子ども会や町内会組織など登録団体が集団回収を行い有価物を資源回収組合に引き渡す際、取扱量に応じ奨励金を交付するものでございます。10節需用費、修繕料895万円7千円。積込中継施設クレーン走行給電ケーブルの交換、車両修繕等に係る費用でございます。12節委託料、主なものといたしまして、可燃物収集5,111万1千円、可燃ごみの収集運搬委託費用でございます。不燃物処理・粗大ごみ等広域運搬1,503万3千円、不燃ごみの収集ほか、粗大ごみ等の沿岸南部クリーンセンターへの運搬費用等にかかる委託費用でございます。お開き願います。13節使用料及び賃借料301万円、組合施設用地の賃借料等でございます。17節備品購入費、1,390万3千円、塵芥収集車1台の更新費用でございます。4款1項公債費1目元金902万円、令和2年度に実施した煙突の除却に伴う起債償還等でございます。お開き願います。14ページ給与費明細書以降の説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第1号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第1号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第4、議案第2号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第8、議案第6号大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、以上5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは、議案第2号から議案第6号まで順にご説明いたします。

議案書の議案第2号をお開き願います。議案第2号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。別冊のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。本改正は、国及び岩手県の例に準じて職員の定年を引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制等に関し、所要の規定の整備をしようとするものでございます。条例案につきましては、別冊にてお配りしております管理者提出条例議案1ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案第2号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の1ページをお開き願います。議案第2号説明要旨。1本則、第3条、職員の定年を、65歳とすることを定めるものでございます。第4条、定年退職日において管理監督職を占めている職員の定年退職日の翌日以後の勤務の延長は、異動等を伴わない同一管理監督職での勤務の延長に限ること等を定めるものでございます。第6条、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職を、管理職手当が支給される職とすることを定めるものでございます。第7条、管理監督職勤務上限年齢を、60歳とすることを定めるものでございます。第8条、管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等の実施にあたり、管理者が遵守すべき基準を定めるものでございます。第9条、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員の同一管理監督職としての勤務の延長、職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職で構成される特定管理監督職群内での異動等、管理監督職勤務上限年齢制の特例を定めるものでございます。第10条管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間を延長する場合及び他の管理監督職に降任等をする場合、管理者はあらかじめ職員の同意を要することを定めるものでございます。第11条管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間を延長した場合に、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、管理者は管理監督職勤務上限年齢制の原則どおり他の職への降任等を実施することを定めるものでございます。第12条、60歳以後に退職した職員を、定年前再任用短時間勤務職員として採用することができること等を定めるものでございます。第13条条例の実施に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。附則第4項、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間に、職員の定年を段階的に引き上げることが定めるものでございます。附則第5項、管理者が翌年度60歳に達する職員に対し、60歳以後に適用される任用及び給与に関する措置等必要な情報を提供し、60歳に達した日の翌日以後の勤務の意思確認に努めることを定めるものでございます。お開き願います。2附則、第1条、この条例の施行期日を令和5年4月1日とし、ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行するものでございます。第2条、この条例の施行日前に勤務延長をし、勤務延長期限が施行日以後に到来する職員の更なる勤務延長、定年の段階的引上げ期間中に勤務延長している職員について、定年引上げ日前に同日における定年に達している場合は異動を制限すること等を定めるものでございます。第3条、第4条は、定年の段階的引上げ期間中に定年退職した者等を、65歳に達する年度までの間で任期を定め、第3条は常時勤務を要する職に、第4条は短時間勤務

職にそれぞれ暫定的に再任用することができること等を定めるものでございます。第5条 この条例の施行日以後に新たに設置された職等を施行日前日に設置されていたものとして定年を設定し、暫定再任用職員を任期の定めのない職員とすることを禁じた経過措置を適用することを定めるものでございます。第6条、この条例の施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職等を施行日前日に設置されていたものとして定年を設定し、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員と同様に短時間勤務の職に任用できる経過措置を適用することを定めるものでございます。第7条、定年の段階的引上げ期間中、新たに設置された職等を定年引上げ日前に設置されていたものとして定年を設定し、退職者の暫定再任用に当たり、一旦定年に達した者を定年引上げ後も定年に達したものとみなす経過措置を適用することを定めるものでございます。第8条、定年の段階的引上げ期間中、定年引上げ日前に同日における定年に達している場合、定年引上げ後一時的に定年前の年齢になるとしても、定年前再任用短時間勤務職員として任用することができないことを定めるものでございます。第9条、令和5年度中に60歳に達する職員に対し、令和4年度中に60歳以後に適用される任用及び給与に関する措置等必要な情報を提供し、60歳に達した日の翌日以後の勤務の意思確認に努めることを定めるものでございます。

議案書に戻りまして、議案第3号をお開き願います。議案第3号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。別冊のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。本改正は、職員の定年引上げに伴い、職員が60歳に達した年度の次年度以降の給与に関する特例等に関し、所要の規定の整備をしようとするものでございます。条例案につきましては、別冊の管理者提出条例議案11ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案第3号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の3ページをお開き願います。議案第3号説明要旨。1本則、第1条による改正。第5条、60歳に達した年度の次年度以後の昇給は、昇給日前1年間の全部を職員が良好な成績よりも優れた成績で勤務した場合に限り行うこと、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額算出方法等を定めるものでございます。第5条の2、職員の定年引上げに伴い不要となる、現行の再任用短時間勤務職員の給料月額算出方法に係る規定を削ること等を定めるものでございます。第9条、育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料の調整額の算出方法等を定めるものでございます。第13条、第16条、第22条は、再任用短時間勤務職員に適用していた、第13条は通勤手当に係る規定を、第16条は時間外勤務手当に係る規定を、第22条は期末手当に係る規定を、それぞれ定年前再任用短時間勤務職員に適用すること等を定めるものでございます。第24条の2、初任給、昇格、昇給等の基準に係る規定等を、定年前再任用短時間勤務職員には適用しないこと等を定めるものでございます。附則第7項、当分の間、職員が60歳に達した年度の次年度以後の給料月額は、当該職員の属する職務の級及び号給に応じた額の7割とすることを定めるものでございます。附則第8項、給料月額の7割措置を適用しない職員を定めるものでございます。附則第9項、管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等をされた職員で、給料月額が降任等の前に受けていた給料月額の7割に達しない職員に、当分の間、不足している差額

相当額を給料として支給することを定めるものでございます。附則第 10 項、前項の差額相当額と給料月額合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合、当該最高の号給の給料月額を上限額とすることを定めるものでございます。お開き願います。附則第 11 項、附則第 12 項は、それぞれ 7 割相当給料月額に対して不足している差額相当額の支給に係る特例を定めるものでございます。附則第 13 項、附則第 14 項は、差額相当額等を支給される職員に、附則代第 13 号は管理職手当の規定を適用する場合、附則第 14 項は期末手当及び勤勉手当の規定を適用する場合、それぞれ基準となる給料月額に差額相当額等を加算することを定めるものでございます。附則第 15 項、60 歳に達した年度の次年度以降に育児短時間勤務職員等となった場合における給料の計算方法を定めるものでございます。附則第 16 項、給料月額の 7 割措置に係る規定の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。附則第 17 項、この条例の施行日前から勤務延長している職員に、給料月額の 7 割措置に係る規定を適用しないことを定めるものでございます。附則第 18 項、単純な労務に雇用される職員の 60 歳に達した年度の次年度以後の給料は、給料月額の 7 割措置、差額相当額の支給等の規定を基準として、管理者が定めることとするものでございます。別表第 1、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、文言を整理するものでございます。第 2 条による改正。第 23 条、再任用短時間勤務職員に適用していた勤勉手当に係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用すること等を定めるものでございます。第 3 条による改正。第 2 条、管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等の処分には、当該職員への書面交付を要しないことを定めるものでございます。附則第 3 項、当分の間、給料月額の 7 割措置による降給を行う場合、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うこと等を定めるものでございます。お開き願います。第 4 条による改正。第 3 条、減給処分を行う場合、処分の発令日に受ける給料月額等を基に算出した額が、現に受ける給料月額等を基に算出した額を超える場合、現に受ける給料月額等を基に減給額を算出することを定めるものでございます。2 附則、第 1 項、この条例の施行期日を令和 5 年 4 月 1 日とし、ただし第 2 条の規定は、公布の日から施行するものでございます。第 2 項、常時勤務を要する暫定再任用職員の給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を用いて決定することを定めるものでございます。第 3 項、育児短時間勤務をする暫定再任用職員の給料月額の決定方法を定めるものでございます。第 4 項、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を用いて、常時勤務を要する職員の勤務時間に対する暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間の割合に応じて決定することを定めるものでございます。第 5 項、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、給料の調整額及び通勤手当の規定を適用することを定めるものでございます。第 6 項、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、期末手当の規定を適用することを定めるものでございます。第 7 項、勤勉手当の総額の算出に当たり、暫定再任用職員は定年前再任用短時間勤務職員と同一の区分とし、両者分を合算して当該区分の総額を算出することを定めるものでございます。第 8 項、初任給、昇格、昇給等の基準に係る規定等を、暫定再任用職員には適用しないことを定めるものでございます。第 9 項、暫定再任用職員の給与その他必要な事項は、規則で定めることとするものでござい

ます。

議案書に戻りまして、議案第4号をお開き願います。議案第4号、大船渡地区環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例について。別冊のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。本条例は、地方公務員法の規程に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。条例案につきましては、別冊の管理者提出条例議案22ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案第4号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の6ページをお開き願います。議案第4号説明要旨。1本則、第1条、この条例は、職員の高齢者部分休業に関し、必要な事項を定めることとするものでございます。第2条、管理者は、定年から5年を減じた年齢に達した職員が高齢者部分休業の承認の申請をした場合に、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業を承認することができること等を定めるものでございます。第3条、管理者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合に、公務の運営に支障がないと認めるときは、休業時間の延長を承認することができることを定めるものでございます。第4条、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合の、高齢者部分休業の承認の取消し等について定めるものでございます。第5条、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合、勤務しない時間に応じて減額した給与を支給することを定めるものでございます。第6条、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。2附則、第1項、この条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。第2項、定年の段階的引上げに対応するための、高齢者部分休業の承認の申請可能年齢に係る経過措置を定めるものでございます。

議案書に戻りまして、議案第5号をお開き願います。議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する等の条例について。別冊のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。本改正は、地方公務員法の一部改正及び大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定に伴い、関係条例の整備をしようとするものでございます。条例案につきましては、別冊の管理者提出条例議案23ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案第5号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の7ページをお開き願います。議案第5号説明要旨。1本則、第1条による改正。第2条、第9条は管理監督職勤務上限年齢制の特例により任用された管理監督職を占める職員を、育児休業取得の、第9条は育児短時間勤務のそれぞれ対象外とすること等を定めるものでございます。第17条、第18条、文言を整理するものでございます。第2条による改正。第2条、再任用短時間勤務職員に適用していた職員の1週間の勤務時間に係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用することを定めるものでございます。第3条再任用短時間勤務職員に適用していた職員の週休日及び勤務時間の割振りに係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用することを定めるものでございます。第4条、再任用短時間勤務職員に適用していた特

別の形態により勤務する職員の週休日に係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用することを定めるものでございます。第13条、再任用短時間勤務職員に適用していた年次休暇に係る規定を、定年前再任用短時間勤務職員に適用することを定めるものでございます。第19条、文言を整理するものでございます。第3条、職員の再任用に関する条例の廃止。2附則、第1項、この条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。第2項、暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、職員の育児休業等に関する条例、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定を適用することを定めるものでございます。

議案書に戻りまして、議案第6号をお開き願います。議案第6号、大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例について。別冊のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。本条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び地方公務員法に基づき、任期を定めた職員の採用等に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。条例案につきましては、別冊の管理者提出条例議案27ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案第6号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の8ページをお開き願います。議案第6号説明要旨。1本則、第1条、この条例は、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めることとするものでございます。第2条、一定の期間、専門的な知識経験を有する者等を必要な業務に従事させる場合には、任期を定めて職員を採用することができることを定めるものでございます。第3条、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り増加が見込まれる業務に従事させる場合には、任期を定めて職員を採用することができることを定めるものでございます。第4条、同じく、任期を定めて短時間勤務職員を採用することができることを定めるものでございます。第5条、任期を定めて採用された職員の任期の特例を定めるものでございます。第6条、同じく、任期の更新を定めるものでございます。第7条、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者として任期を定めて採用した特定任期付職員に係る給料表の特例、特定任期付職員業績手当の支給等について定めるものでございます。第8条、特定任期付職員には、管理職手当、勤勉手当等を支給しないこと等を定めるものでございます。第9条、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。2附則、この条例の施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

議案第2号から議案第6号までの説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東堅市君） お疲れ様でした。それでは、2号から6号まで1つ1つ進めていきますのでよろしくようお願いいたします。議案第2号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第2号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に、議案第3号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第3号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に、議案第4号、大船渡地区環境衛生組合職員の高齢者部分休業に関する条例について質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第4号について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に、議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する等の条例について質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に、議案第6号、大船渡地区環境衛生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例について質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に、議案第7号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは、議案第7号についてご説明いたします。議案書の

議案第7号をお開き願います。議案第7号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて。地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合に係る地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること及び岩手県市町村総合事務組合規約を別記のとおり変更することに関し、同法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合の議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理させるとともに、岩手県市町村総合事務組合規約において所要の整備を行うものでございます。お開き願います。別記岩手県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更するものでございます。別表第1を次のように改める。別表第1は記載のとおりでございます。別表第2中、矢櫃山造林一部事務組合を、盛岡広域環境組合、矢櫃山造林一部事務組合に改めるものでございます。附則、この規約は、令和5年4月1日から施行するものでございます。なお、別冊にてお配りしております新旧対照表を参考にさせていただきたいと存じます。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第7号について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決するに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 以上で、本日の日程を終了いたしましたので、これをもちまして令和5年大船渡地区環境衛生組合議会第1回定例会を閉会いたします。

たいへんご苦労さまでした。

午前11時58分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員